

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
1	実施要領	2	3	(4)	業務履行期間において、対象施設が増えることはないか。増える場合、どのような施設が増設される計画か明確にして頂けないか。	「鶴岡市公共下水道事業計画（鶴岡処理区・湯野浜処理区）事業計画書」のとおり、令和12年度からのし尿等の受入れを計画しており、し尿等の前処理、投入施設の整備を予定しています。なお、本業務は当該施設の維持管理を含みません。
2	実施要領	2	3	(4)	業務履行期間において、集落排水との統廃合等により、事業計画汚水量が増えることは想定されないか。される場合、委託費は変更されるのか。	集落排水との統廃合を踏まえて要求水準書別紙6を訂正します。要求水準書別紙6の流入水の予定水量等は統廃合による増加を見込んだ数値となっており、委託料はこの増加を見込んだ金額とします。ただし、統廃合の時期が変更となった場合は、委託料を変更するものとします。
3	実施要領	2	3	(4)	「仮称汚泥資源化施設」の維持管理業務が含まれているが、どのような設備が設置予定か設備名称や仕様、費用をまとめた設備リストを公開して頂けないか。	設備の詳細について要求水準書別紙45に追記するとともに、閲覧資料を追加します。追加の閲覧資料は電子媒体（DVD）に書き込み、閲覧を希望する者に配布しますので、令和8年6月19日（金）午後5時までに実施要領7(4)ウに示す方法にて申込を行ってください。
4	実施要領	2	3	(4)	「仮称汚泥資源化施設」の維持管理業務が含まれているが、設備リストはSkyScraperFCに登録されているのか。いない場合、どのようにデータ管理をすればよいのか。	仮称汚泥資源化施設の設備台帳システムへの登録は本市が行うものとします。
5	実施要領	8	8	(4)	配置予定者について、10年間という長期の事業期間において、異動、退社、病気等により、変更せざるを得ない場合がありますが、どのような措置を取ればよいですか。措置の記載をお願いします。	配置予定者については、令和9年度に配置する予定の人員等について記載することを想定しています。
6	実施要領	9	10		企画提案書の作成等となっていますが、様式13と業務委託契約書では業務提案書になっていますが同一の物と考えてよろしいでしょうか。	実施要領の「用語の定義」のとおり、企画提案書は、企画提案に係る書類一式（企画提案書提出書、審査シート、参考見積書、参考見積内訳書、業務提案書及びこれらの書類に関する電子データ）を指し、業務提案書はその書類のうちの一つです。
7	実施要領	10	11	(7)	アにおいて、「受注候補者としての適否を審査する」とは、どのようなことか。「提案書評価基準」には記載がない。	書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施した上で、本業務の目的を十分に達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定するものです。
8	実施要領	14	1	(6)	モニタリングに関する会議への出席が求められるが、どのような頻度で開催されるのか。	四半期ごとの開催を予定しています。
9	実施要領	15	別紙2	(2)(3)	再委託を認めない業務、緊急対応業務と災害対応業務で初期対応に係る業務は再委託認めないになっていますが、鶴岡浄化センターの防犯・防火と各処理場の防火は警備保障との契約になっておりますが、そこはよろしいでしょうか。	施設警備業務は再委託を認めており、別紙38のとおり警備保障会社が実施するものとしています。
10	様式集	5	様式2	3	各構成員等の役割分担は、主な担当する業務種別でよろしいでしょうか。実施要領、3業務概要(3)業務内容ア～サの項目の記入が必要でしょうか。	主に担当する業務を記入してください。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
11	様式集	15	様式6	1	3カ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料とは、前回は健康保険証の写しを添付しましたが、保険証がマイナ保険証に移行しているため在籍証明書でもよろしいでしょうか。	「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」等の公的機関が発行する書類や雇用主が発行する証明書等を添付してください。
12	様式集	16	様式6	2(2)	副統括責任者は、複数人記載してもよろしいでしょうか。	記入して問題ありません。欄が不足する場合は、記入欄を追加して記入してください。
13	様式集	17	様式6	2(3)	実務経験の基準日は、参加表明書の提出日でよろしいでしょうか。	参加表明書の提出日を基準日としてください。
14	様式集	18	様式6	2(3)	実施要領の別紙3.P16.1.(5)でフォークリフト運転技能講習終了者の記載がありますが、様式集の様式6には記載されていません。追記必要か教えてください。	フォークリフト運転技能講習終了者についても記入することとし、様式集を訂正します。
15	要求水準書	3	第7条	第1項	長期的に盤石な組織体制を確保し、また、不測の事態に備え、統括責任者の下に、副統括責任者をおいてよろしいですか。問題なければ、様式6配置予定者に追記させていただきます。	問題ありません。
16	要求水準書	4	第14条	第1項	業務従事者の届出に健康保険証の写しとありますが、現在健康保険証は使用されていませんが、代わりとなるものをご教示願います。	3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料とし、要求水準書第14条を訂正します。「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」等の公的機関が発行する書類や雇用主が発行する証明書等を添付してください。
17	要求水準書	4	第16条	第2項	消防計画の作成は市・受注者どちらでしょうか、また防火管理者は市でしょうかご教示願います。	消防計画の作成及び防火管理者の任命は本市となります。
18	要求水準書	5	第21条	第5項	設備警報等の通報先の変更について通報先の変更に関して費用がかかるのは事業費として見込み済みということでしょうか	施設警備業務に令和9年度分の事業費として計上しています。
19	要求水準書	5	第22条	第1項	次期の契約締結日の予定をご教示願います。データ引継ぎが令和19年1月31日までのため、それ以前ということでしょうか。	令和18年度に次期契約の事業者選定を実施し、令和19年1月31日までに契約を締結する予定です。
20	要求水準書	6	第22条	第4項	後任受注者からの説明等の申し出はいつまで求められるのでしょうか。また、その際の費用は後任受注者からいただけるとして理解すれば良いでしょうか。	説明等の申し出は契約終了後1年間と想定しています。また、費用は第21条第3項と同様に抜く想定です。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

No	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
21	要求水準書	8	第26条	第3項 表-5	脱水汚泥含水率に関する要求水準下限値は設けないという理解で良いか。	ご認識のとおりです。
22	要求水準書	8	第27条	第1項 第1段階	未達の確認、報告放流水質の要求水準未達 →要求水準の未達とは、「契約基準未達」という解釈で良いか。	法定基準又は契約基準を満たしていない場合を指します。
23	要求水準書	8	第27条	第1項 第2段階	改善期間、改善計画書の提出 →要求水準未達の場合、原因が複数あることも想定されますが、24時間以内の対応が困難な場合はどのように対応すればよろしいでしょうか。	国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」の要求水準書例に準じて、10日以内に改め、要求水準書第27条、業務委託契約書案第16条、同第19条、同別紙9を訂正します。
24	要求水準書	9	第27条	第1項 第2段階	受注者は、自らの負担で水質試験等により改善措置の効果を確認 →この文章は、何にかかっているのでしょうか。1つ上の記載では、「双方の責を帰すことができない事由により…本市に請求することができる。」と記載されているが、そのあとに記載があるということは、効果を確認するまでは受注者側の費用となるのでしょうか。	改善措置の効果を確認し、効果を確認するまでは、受注者が費用を負担するものです。ただし、要求水準未達の原因が「本市に責を帰す場合」、「本市と受注者の双方に責を帰すことができない場合」は、費用を本市に請求できない内容に改め、要求水準書第27条を訂正します。
25	要求水準書	9	第27条	第1項 第3段階	流入水が原因である場合及び…満たすことができない場合を除き、…減額する →できない場合は、どの部分に係るのでしょうか。上記の文章は様々な捉え方ができると考えます。重要な条項であるため、端的な表現をお願いします。	要求水準未達の原因が「本市に責を帰す場合」、「本市と受注者の双方に責を帰すことができない場合」は、業務委託料を減額しないというものです。要求水準書第27条、業務委託契約書案別紙9を訂正します。
26	要求水準書	9	第27条	第1項 第3段階	固定費の1,000分の20を減額 →減額がかなり厳しい条件と考えます。対応も含めて受注者が費用負担し、さらに固定費の費用を減額することは厳しいため、見直しをお願いします。(2重で徴取となっています。)また、流入水が原因である場合の対応等は別途委託費を増額していただけるということでもよろしいでしょうか。	減額の方法については、他自治体と比較しても厳しいとは考えていません。なお、契約基準未達の減額と法定基準未達の減額は、重複して適用しません。また、対応等で発生した費用については、要求水準未達の原因が「受注者に責を帰す場合」は、受注者が負担し、「本市に責を帰す場合」又は「本市と受注者の双方に責を帰すことができない場合」は、本市が負担すべきと考えます。
27	要求水準書	9	第27条	第2項 第2段階	改善期間、改善計画書の提出 →汚泥に関する改善に関しては、原因が多岐にわたると考えるため、24時間以内はかなり困難と考えます。見直しをお願いします。	国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」の要求水準書例に準じて、10日以内に改め、要求水準書第27条、業務委託契約書案第16条、同第19条、同別紙9を訂正します。
28	要求水準書	11	第27条	第3項	本市と受注者の双方に責を帰すことができない事由 →機器故障、推奨していた更新機器が予算不足により更新できなかった場合等は、市による帰責ということで良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	要求水準書	12	第28条	第1項 (1)	オ その他業務場内の軽易な除雪作業 →「軽易」とはどのようなものでしょうか	放流口までの通路の除雪、巡回点検時の通路の除雪等を想定しています。
30	要求水準書	13	第28条	第1項 (3)(4)	緊急対応および災害対応に係る訓練の実施、記録、報告の内、記録の提出は実施日付・項目・施設名・人数を一覧表記したものでよろしいでしょうか。お教えてください。	受注者が記録様式を作成し、本市の承認のうえ使用するものとします。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
31	要求水準書	13	第28条	第1項 (5)	「ストックマネジメントに関わる施設及び維持管理情報の蓄積並びに管理」の具体的な作業は、別紙のどの部分に当たるのか。	業務の内容を要求水準書別紙17に追記します。
32	要求水準書	14	第28条	第1項 (9)	作業環境測定業務について別紙等での詳細内容の記載ありません、内容をご教示願います。	要求水準書別紙46に業務内容を追加します。
33	要求水準書	15	第30条	第3項 (4)	簡易修理 →「修理」と「修繕」は異なるものと考えれば良いでしょうか。	要求水準書別紙8に示す業務を簡易修理と定義しており、修繕と区別します。
34	要求水準書	15	第30条	第5項	業務の履行に必要な設備及び機器の台帳を常に最新の状態で管理 →「台帳」とはSkyScraperFCのことか。そうであれば、2027年4月1日時点で台帳と既設設備の整合が図れているという認識で良いか。また、整合が図れていない場合は、市が対応する、もしくは受注者対応の場合は費用を頂けるという認識で良いか。	台帳は設備台帳システムを指し、現在はSkyScraperFCを使用しています。また、建設工事に伴う台帳への設備の登録は本市が行い、整合が図れていない場合は、本市の負担で対応するものとします。
35	要求水準書	16	第31条	第7項	「鶴岡浄化センター消化ガス発電事業に協力し、消化ガス発生量の増加に努めた運転操作を行うこと。」とあるが、増加に努めた運転操作とはどのような操作なのか明確に示してください。	公益社団法人日本下水道協会「下水道維持管理指針」のとおり運転操作して消化槽を適正に維持する他、最初沈殿池の生汚泥引抜き量、重力濃縮槽の濃縮汚泥引抜き量を調整することで汚泥の腐敗を防止し、消化槽へ投入する有機物が増加するように努める等の運転操作が想定されますが、要求水準書に明記する事項ではないと認識しています。
36	要求水準書	17	第33条		事務業務 →事務業務の内容と要求水準が整合していませんが、内容に記載があり、要求水準の要求事項がないものは原則的に任意ということで問題ないでしょうか	要求事項がないものは任意という認識で問題ありません。
37	要求水準書	17	第34条	第4項	受注者が責任をもって対応 →破損したものの対応とはどのような意味か？その時の減損を考慮した価格を市に支払うのでしょうか。	受注者の負担で修繕又は交換等により現状復旧してもらうことを想定しています。
38	要求水準書	17	第34条	第5項	受注者は、協議・会議に出席するとありますが、これは構成員の全てということでしょうか。それとも代表企業のみ、またはその協議・会議に必要な人員でしょうか。また、随時の協議・会議は年何回程度見込まれているのでしょうか	構成員の全てである必要はなく、その協議・会議に必要な人員で十分です。また、月1回の工程会議・工事への出席・立会い・設備会議を基本とし、随時の協議会議等は不定期とします。
39	要求水準書	17	第34条	第5項	その規模及び内容により適宜配置 →適宜配置は、あくまでも受注者が判断するという事で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
40	要求水準書	17	第34条	第7項	案内にあたっては、見学者数に応じて案内及び安全の確保に要する適切な人員の配置 →本委託費に見込まれている人員配置数を提示願います。また、その人員を超える場合や減る場合については、委託費の増減があるということでしょうか。	説明者及び補助者で対応する想定です。なお、配置については、施設運転維持管理業務等に従事している人員で対応し、別途専属の人員を配置するものではありません。また、資料の必要部数が印刷枚数と大幅な乖離がある場合は、要求水準書別紙14のとおり本市及び受注者で協議するものとします。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
41	要求水準書	17	第34条	第8項	協力するとは、実際の作業人員や費用が発生した場合には、別途費用を見込んでいただけるということで良いのでしょうか	ご認識のとおりです。
42	要求水準書	17	第35条	第1項	部品の交換 →消耗部品の交換は、修理に位置づけられているため、それ以外ということで良いのでしょうか	ご認識のとおりです。
43	要求水準書	17	第35条	第1項	修繕を実施 →突発修繕を実施することと記載されていますが、この判断は受注者に委ねられるということで問題ないでしょうか。また、1件当たり200万円未満ということは突発修繕にもかかるということで良いのでしょうか。	ご認識のとおりですが、突発修繕についても要求水準書第35条第4項のとおり事前に本市へ提示することとしています。また、1件当たりの費用の上限は突発修繕においても同様です。
44	要求水準書	18	第35条	第1項 (2)	2,200万円以下 →これは、突発修繕も含めた金額でしょうか。その場合、計画修繕の費用はいくらまで見込んでおけば良いのでしょうか。	単年度当たりの費用の上限は突発修繕を含めた金額です。また、計画修繕の費用は本市と受注者が協議するものとします。
45	要求水準書	18	第35条	第4項	1件ごと事前に →計画修繕に基づくものでも1件ごと事前の提示が必要ということでしょうか。	ご認識のとおりです。
46	要求水準書	18	第35条	第4項、 第5項	それぞれ提出物についてPDF化したデータの送付でよろしいでしょうか、その際は社印及び代表者印は省略可能でしょうか教えてください。	データ送付で問題ありません。また、押印は省略可能です。
47	要求水準書	18	第35条	第6項	修繕履歴を整理 →修繕履歴の整理とは、設備台帳等への記録で良いのでしょうか。また、紙面の場合は任意の様式で問題ないのでしょうか。	ご認識のとおりです。
48	要求水準書	18	第36条	第1項	臨時点検 →臨時点検は、保守業務にも含まれていますが、同一のものと考えて良いのでしょうか。異なる場合は、どのように区分されているかご教示願います。	同一のものです。
49	要求水準書	18	第36条	第2項	簡易修理 →簡易修理と修理の違いは、どのような違いがあるのでしょうか。	要求水準書別紙8に示す内容であれば簡易修理、要求水準書第35条に示す内容であれば修繕と定義しています。
50	要求水準書	19	第37条	第3項	緊急の点検等の必要が生じた場合には、本市の指示に従い迅速且つ適正に対応すること。 →緊急の点検は市の指示書が出るということで理解しました。その指示方法等に関して、誰が、いつ、誰に連絡をするのが決まっているようであればご教示願います。	緊急の点検等の必要が生じた際に、本市職員が統括責任者又は総括責任者へ、口頭又は書面により指示します。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
51	要求水準書	19	第37条	第5項	災害対応時の事前了解はどのようにとれば良いのか具体的にご教示願います。	統括責任者又は総括責任者から、本市職員へ、口頭又は書面により連絡のうえ、本市職員の了解を得てください。
52	要求水準書	19	第37条	第6項	複数人とは、あくまでも受注者が判断するという事で良いのでしょうか。	ご認識のとおりです。
53	要求水準書	19	第39条		セルフモニタリング業務 →セルフモニタリング業務とありますが、あくまでもモニタリング業務という理解で間違いはないでしょうか。内容が市によるモニタリングも記載されており、要求事項として混在されていると考えます。	本市によるモニタリングに関する記載を削除し、受注者によるモニタリングのみ記載するように要求水準書第39条を訂正します。
54	要求水準書	20	第39条	第3項	受注者は本市が開催するモニタリング会議に出席…とありますが、その開催時期・頻度についてお教えてください。	四半期毎の開催を予定しています。
55	要求水準書	20	第40条	第1項	必要となる全ての物品等 →必要となる全ての物品等との記載がありますが、電気は除かれるものと考えております。記載方法の見直しをお願いします。	電気は含まないことから、要求水準書第40条を訂正します。
56	要求水準書	20	第40条	第4項	実績について →実績で求められるものは、どこまでのものでしょうか。ノートやペンなどの消耗品に関しても提出する必要があるのでしょうか。	要求水準書別紙18 2. (2)のうち、必須は整備用品、補修用材料、潤滑油脂類とし、他の項目は任意とします。
57	要求水準書	20	第40条	第5項	支援体制等 →緊急事態における支援体制等ですが、どこまでの緊急事態を想定されているのかご教示願います。	要求水準書別紙8に示す簡易修理で対応可能な事故、施設の異常・故障、異常発報等の緊急事態を想定しています。
58	要求水準書	20	第40条	第6条	実施における的確性が説明できるデータ →消耗品等の調達業務の実施における的確性とはどのような内容になるのか具体的にご教示願います	調達、使用した消耗品が適切だったか判断する資料として、補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ等一般汎用品）のサイズ・数量・規格等、潤滑油脂類（補充用のオイル・グリース等）の粘度・数量等について、データを記録、整理及び管理することを想定しています。
59	要求水準書	20	第41条	第2項 (1) (2) (3)	設備トラブル等何らかの理由によりし渣・沈砂・汚泥の量が増減し計画量と大きく乖離した際の費用負担については、別途協議頂けますでしょうかお伺いたします。	本市と受注者で協議して定めるものとします。
60	要求水準書	20	第41条	第2項 (3)	濃縮汚泥運搬業務は要求事項がありますが、脱水汚泥運搬業務については記載ありませんが、何か御座いましたらご教示願います。また汚泥資源化施設への脱水汚泥搬送はマニフェスト管理になるのか御教えください。	要求水準書別紙25を訂正します。また、脱水汚泥運搬はマニフェスト管理の対象外としています。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
61	要求水準書	21	第41条	第4項	報告書を作成し、本市に提出すること。とありますが報告書はPDF化したデータをメールで送付してもよろしいですか、また報告書には受注者側の確認印は必要でしょうか教えてください。	データ送付で問題ありません。また、押印は省略可能です。
62	要求水準書	21	第42条		施設管理業務 →施設管理業務と保守点検業務等との違いが不明瞭と考えます。この中の修繕は、別途経費計上されていると考えて良いのでしょうか。	施設管理業務は要求水準書別紙27～38, 46の業務としています。また、同第42条第4項に記載の修繕は、同第35条に示す修繕業務にて対応します。
63	要求水準書	21	第43条	第2項	臭気、騒音の発生等の環境影響被害を防止するため…発生源又は敷地境界等では五感等により…確認し、良好な環境を保全すること。とありますが、客観的な測定値等の設定はございますか教えてください。	山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則に準じるものとします。なお、鶴岡浄化センターについては準工業地域の規制基準を適用させるものとし、要求水準書第43条を訂正します。
64	要求水準書	21	第43条	第2項	臭気、騒音の発生等の環境影響被害を防止するため、設備の運転方法、保守点検、作業方法及び機能確認等を適切に行うほか、発生源又は敷地境界等では五感等により適宜状況を確認し、良好な環境を保全すること。 →実施要領別紙1に記載された内容と異なると考えます。本項目の内容と考えて良いのでしょうか。	要求水準書第43条の内容を訂正します。
65	要求水準書	22	第45条	第1項	業務着手前の機能確認書(業務着手前)は汚泥資源化施設についても作成・提出は必要になりますか、教えてください。	作成及び提出が必要です。
66	要求水準書	22	第45条	第3項	確認終了日を含む14日以内に本市に提出し、承諾を受けなければならない。 →2/28(業務着手前)を提出し、履行開始日の前日までに(業務着手前)の機能確認を行うこととなっていますが、確認結果の提出は事業着手後で問題ないということでしょうか。	確認結果の提出は事業着手までとするため、要求水準書第45条を訂正します。
67	要求水準書	22	第46条		対象施設の現在有する機能を示す「施設機能確認書(業務実施期間中)」の「必要があると認めるとき」の具体例、及びどの程度の頻度を想定されているか。	不定期で次の場合等で開催する想定です。 ・業務着手前に確認できなかった機能の劣化や故障が確認された場合 ・災害、異常流入等により設備への影響が危惧される場合 ・建設工事により設備に変更があった場合
68	要求水準書	23	第48条	第2項(10)	ストックマネジメント計画策定業務実施計画 →本項は、あくまでも実施する年度の計画書に記載ということでしょうか。	本項は事業実施計画書及び実施する年度の業務実施計画書に記載してください。
69	要求水準書	23	第48条	第2項(18)(19)	コスト削減実施方針、エネルギー使用量削減実施方針→本項は、要求水準書に未記載、かつ実施要領の内容にも未記載と考えますが、業務実施計画書に位置づけられている理由をご教示願います。	本項は業務提案書の評価項目に位置付けられていることから、事業実施計画書に記載を求めます。
70	要求水準書	25	第52条	第1項	業務委託費が不相当となったと認めたとき →「不相当となったと認める」とは具体的な数値及び数式により指示をお願いします。担当者により変わることが予想されるため、明確に決める事としてください。	本市と契約候補者との契約交渉により業務委託契約書に定めるものとします。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
71	要求水準書	25	第52条	第4項	別紙11の表8とありますが確認できませんでした。どの場所に記載されているかご指示ください。	本市と契約候補者との契約交渉により業務委託契約書に定めるものとし、要求水準書第52条を訂正します。
72	要求水準書	26	第57条	第1項	統一の作業着 →今回は、JVと想定します。このため、統一する作業着とは、コンソーシアムの会社毎の作業着で良いということでしょうか。	ご認識のとおりです。
73	要求水準書別紙	4	別紙2	2. (3)	鶴岡浄化センター一般平面図に示されているし尿投入施設(赤着色箇所)は、委託対象外と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
74	要求水準書別紙	5	別紙2	2. (4)	契約期間中に汚泥脱水機の更新により機種の変更等で高分子凝集剤の使用量が著しく変わった場合の費用負担について別途協議頂けるかお伺いいたします。	本市と受注者で協議して定めるものとします。
75	要求水準書別紙	10	別紙2	5. (3)	羽黒浄化センター一般平面図に示されている黄色着色部は、委託対象外と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
76	要求水準書別紙	12	別紙2	6. (3)	榑引浄化センター一般平面図に示されている黄色着色部は、委託対象外と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
77	要求水準書別紙	14	別紙2	7. (3)	あさひ浄化センター一般平面図に示されている黄色着色部は、委託対象外と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
78	要求水準書別紙	16	別紙2	8. (3)	温海浄化センター一般平面図に示されている黄色着色部は、委託対象外と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
79	要求水準書別紙	18	別紙2	9. (3)	鼠ヶ関浄化センター一般平面図に示されている黄色着色部は、委託対象外と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
80	要求水準書別紙	27	別紙2	13. (5)	脱臭設備の活性炭吸着塔の活性炭入替は必要でしょうかご教示願います。必要な場合はその詳細な内容(活性炭の種類・量・交換頻度等)をお教えください。	活性炭入替を含むものとし、要求水準書別紙45に追記するとともに、閲覧資料を追加します。追加の閲覧資料は電子媒体(DVD)に書き込み、閲覧を希望する者に配布しますので、令和8年6月19日(金)午後5時までに実施要領7(4)ウに示す方法にて申込を行ってください。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
81	要求水準書別紙	46	別紙9	1. (9)	汚泥資源化施設の製品精密試験及び製品肥効試験の分析は水質試験室ではできない項目があります、外注で対応可能でしょうか。お教えてください。	外注（再委託）で対応可能です。
82	要求水準書別紙	56	別紙11	5. (1)	修繕履歴、補修等についても履歴として設備台帳システムへ取り組むこととなっているが設備台帳システムへの資産登録は設備更新毎に実施されますかご教示願います。	資産は設備更新時に本市が登録するものとします。
83	要求水準書別紙	66	別紙14	3. (3)	見学者用パンフレット・BISTRO下水道パンフレットを準備とありますが、内容についての具体的な指示は頂けますでしょうか。受注者側で内容も作成の場合はデザイン料を含みますか。お教えてください。	見学者用パンフレットの内容は現行を踏襲し、見直す場合は協議するものとします。BISTRO下水道パンフレットの印刷は本市とし、要求水準書別紙14を訂正します。
84	要求水準書別紙	72	別紙17	3. (2)	「設備の仕様が設備台帳システムの情報と相違がある場合は確認・修正のこと」とあるが、どのくらいの資産数が相違していると想定しているのか。	設備の仕様が設備台帳システムの情報と相違がある場合は確認することとし、修正は本市が行うものとして要求水準書別紙17を訂正します。資産数は建設工事等により変化することが想定されます。
85	要求水準書別紙	72	別紙17	3. (2)②	「設備台帳システムに情報がない場合は、」とあるが、どのくらいの資産数が情報入力されていないと想定しているのか。	設備台帳システムに情報がない場合は本市がデータ作成を行うものとして要求水準書別紙17を訂正します。資産数は建設工事等により変化することが想定されます。
86	要求水準書別紙	74	別紙17	3. (7)	「5.点検・調査及び修繕・改築計画の策定対象設備」とは何を指しますか？	参照が誤っているため要求水準書別紙17を訂正します。
87	要求水準書別紙	141、142	別紙45	2.	業務内容及び実施期間の消耗品等の調達業務と自家用電気工作物安全管理業務、消防設備等点検業務、電動ホイスト定荷重試験業務、ワックス掛け等清掃業務、施設警備業務、もみがらの調達及び運搬の詳細をご教示ください。	業務内容を要求水準書別紙45に追記します。
88	要求水準書別紙	141	別紙45	2. (1)	建築物、付帯設備、構内の清掃作業の実施には床のワックスがけと窓ガラス清掃も含まれていますか、また実施箇所はどの部分かお教えてください。	床のワックスがけ及び窓ガラスの清掃は含みません。
89	要求水準書別紙	141	別紙45	2. (5)	販売登録店の巡回、利用者等からの情報収集、とありますが、5.業務分担の表では販売管理は市側となっています、これについてご教示ください。	業務分担のとおり販売管理は本市側となります。要求水準書別紙45を訂正します。
90	要求水準書別紙	141	別紙45	2. (5)	請求書作成にかかるデータの作成及び管理とは具体的にどのような業務かお教えてください。	業務内容を要求水準書別紙45に追記します。

鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

令和8年6月12日

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
91	要求水準書別紙	141	別紙45	2. (7)	もみがらの調達及び運搬についてですが、もみがらの調達について具体的な内容をお教えください。	業務内容を要求水準書別紙45に追記します。
92	要求水準書別紙	143	別紙45	5.	肥料使用者による搬出時立ち合いとは具体的にお教えください。	業務内容を要求水準書別紙45に追記します。
93	要求水準書別紙	143	別紙45	5.	清掃・草刈・除雪業務の範囲をについてご教示願います。	清掃は機器周辺、設備周辺、運転操作等に係る設備周辺、清掃草刈り作業は要求水準書別紙41のとおりです。除雪作業は簡易な除雪のみとし、要求水準書別紙45を訂正します。
94	要求水準書別紙	143	別紙45	5.	製品袋とありますが、袋に印刷するデザイン等をご提供いただけますでしょうかお教えください。	デザイン等は本市が提供します。
95	業務契約書案	21	第9章		本委託は、1長期契約、2性能発注、3維持管理と更新の一体マネジメント、4プロフィットシェアが該当するため、ウォーターPPPレベル3.5の要件を満たしているという認識で良いですか。	ご認識のとおりです。